

# 神戸市医療安全推進協議会運営要領

平成 18 年 6 月 8 日制定  
平成 28 年 12 月 7 日改正  
平成 31 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 4 月 1 日改正

## 第 1 趣旨

この要領は、神戸市医療安全相談窓口設置要綱に規定する「神戸市医療安全推進協議会」（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 委員

- 1 協議会は、委員 10 人以内で構成する。
- 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
  - (1) 医療サービスを利用する者
  - (2) 医療関係者
  - (3) 弁護士等学識経験者

## 第 3 委員の任期

- 1 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

## 第 4 委員長及び副委員長

- 1 市長は委員の中から委員長及び副委員長各 1 名を任命する。
- 2 委員長は、会の進行をつかさどる。
- 3 副委員長は委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## 第 5 会議

- 1 協議会は、原則公開とする。公開についての事項は神戸市医療安全推進協議会公開要領により定める。
- 2 協議会の傍聴に関して必要な事項は、神戸市医療安全推進協議会傍聴要領で定める。

## 第 6 守秘義務

委員及び協議会出席者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

## 第 7 庶務

協議会の庶務は、保健所医務薬務課において処理する。

## 第 8 委任

この要領に定めるほか、必要な事項は、神戸市保健所長が定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成28年12月7日から施行する。
- 2 この要領の施行後、最初の協議会の招集は、神戸市保健所長が行う。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。